



老発0316第3号  
平成24年3月16日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

今般、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号）の一部を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いあたりは遺漏なきよう期されたい。

○ 認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発0331010号厚生労働省老健局長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>（参考1） 認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について（平成21年3月26日老発0326002号厚生労働省老健局長通知） 認知症高齢者は、今後増加が見込まれており、介護保険サービス等の従事者については、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもって当ることが重要であることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する認知症高齢者等の介護に関する実践的な研修や、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対する適切なサービスの提供に関する知識等の修得のための研修を実施することが必要である。 このため、以下のとおり研修の種別及び実施主体を定めることとする。</p> <p>1 研修の種別 前記を踏まえ、以下の研修を実施するものである。</p> <p>(1) 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する研修 ア (略) イ 小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修 ウ (略) (2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（参考1） 認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について（平成21年3月26日老発0326002号厚生労働省老健局長通知） 認知症高齢者は、今後増加が見込まれており、介護保険サービス等の従事者については、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもって当ることが重要であることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する認知症高齢者等の介護に関する実践的な研修や、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対する適切なサービスの提供に関する知識等の修得のための研修を実施することが必要である。 このため、以下のとおり研修の種別及び実施主体を定めることとする。</p> <p>1 研修の種別 前記を踏まえ、以下の研修を実施するものである。</p> <p>(1) 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する研修 ア (略) イ 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修 ウ (略) (2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>（参考2） 認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成21年3月26日老発0326003号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。 なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第四十一条に規定する指定居宅サービス事業所又は同法第四十二条の</p>	<p>（参考2） 認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成21年3月26日老発0326003号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。 なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第八条第二十四項に規定する介護保険施設、同法第四十一条に規定する指定居宅サービス事業所又は同法第四十二条の</p>

二に規定する指定地域密着型サービス事業所等（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等はその介護保険施設・事業所等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

前記に関わらず、4(1)の認知症介護実践研修及び4(5)の認知症介護指導者養成研修については、それぞれ4(1)、4(5)の規定によるものとする。

また、4(6)のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 (略)

#### 4 事業内容

(1) (略)

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④・⑤ (略)

⑥ 実施上の留意事項

ア・イ (略)

ウ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護

二に規定する指定地域密着型サービス事業所等（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等はその介護保険施設・事業所等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

前記に関わらず、4(1)の認知症介護実践研修及び4(5)の認知症介護指導者養成研修については、それぞれ4(1)、4(5)の規定によるものとする。

また、4(6)のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 (略)

#### 4 事業内容

(1) (略)

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定複合型サービス事業者の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④・⑤ (略)

⑥ 実施上の留意事項

ア・イ (略)

ウ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護

事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③～⑤ （略）

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③～⑤ （略）

(5)・(6) （略）

(7) その他

(1)から(4)の実施については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について」（平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇六号・老振発第〇三三一〇〇六号・老老発第〇三三一〇一九号）において、その受講が義務付けられているものであるので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

5・6 （略）

事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③～⑤ （略）

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は複合型サービス計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③～⑤ （略）

(5)・(6) （略）

(7) その他

(1)から(4)の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について」（平成二十四年三月十六日老高発〇三一六第二号・老振発〇三一六第二号・老老発〇三一六第六号）において、その受講が義務付けられているものであるので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

5・6 （略）

| (別記) (略)

| (別記) (略) |